

回数券約款

(趣旨)

第1条 福島県道路公社(以下「公社」といいます。)の管理する有料道路(以下「有料道路」といいます。)の回数券の発売、払いもどし及び使用に関する契約はこの約款によります。

(発売)

第2条 回数券は、公社、当該有料道路の料金所及び理事長が必要と認めるところにおいて発売します。

(効力)

第3条 回数券は、1券片をもって券面表示の車種に属する車両1台が通行1回に限りその券面表示事項に従って使用することができます。ただし、通行料金(以下「料金」といいます。)の額に変更があったときは、料金の変更前に発売された回数券は、その差額を支払って6ヶ月間使用することができます。

(通用期間)

第4条 回数券は、公社が通用開始日を特に指定しない限り発売日から料金徴収期間満了の日までとします。ただし、次の各号の一に該当する事由が発生したときは、当該事由の発生した日の前日までとします。

- 一 当該回数券が廃止されたとき。
- 二 法令により、券面表示の車種の通行が禁止されたとき。
- 三 料金の額に変更があったとき。

(無効)

第5条 次の各号の一に該当する回数券を使用しようとしたときは、当該回数券は無効として回収します。

- 一 券面表示事項が不明となった回数券。
- 二 券面表示事項が消去され、又は改変された回数券。

(払いもどし)

第6条 発売した回数券は、払いもどしをしません。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りではありません。

- 一 料金の徴収期間が満了したとき。
- 二 第4条第1項ただし書に該当する事由が発生したとき。
- 三 営業区間の延長により回数券が不要となったとき。
- 四 廃車、車種の変更、勤務地又は住所の変更、死亡等により不要となったとき。
- 五 その他、公社が回数券の払いもどしの必要があると認めるとき。

2 前項ただし書の場合の回数券の払いもどしの額は、次の各号の定めるところにより算定された額とします。

一 前項第1号から第3号までに該当する場合。

$$\text{払いもどしの額} = \frac{\text{回数券の1冊当たりの発売価格}}{\text{回数券の1冊当たりの発行枚数}} \times \text{残存枚数}$$

二 前項第4号に該当する場合。

$$\text{払いもどしの額} = \text{回数券の1冊当たりの発売価格} - [(\text{使用済枚数} \times \text{料金}) + \text{手数料}]$$

三 前項第5号に該当する場合は、払いもどしの理由により、公社が前2号のいずれかを適用します。

3 前項第2号の場合の手数料は、回数券1冊につき100円とします。この場合、既に使用が開始された回数券の冊子は、未使用の回数券の枚数のいかんにかかわらず1冊とします。(手数料には、別途消費税を申し受けます。)

(払いもどし期間)

第7条 回数券の払いもどしの期間は、前条第1項各号に掲げる事由が発生した日の翌日から起算して6ヶ月とします。

(払いもどし手続)

第8条 回数券の払いもどしを行う場合には、公社所定の手続きをしていただきます。

(払いもどし場所)

第9条 回数券の払いもどしの場所は、公社とします。

(周知方法)

第10条 第3条ただし書及び第6条第1項の事由が発生したときは、券面表示の有料道路の料金所において必要な事項を掲示します。ただし、公社が特に必要と認めるときは、県広報等に必要な事項を掲載します。

(再発行)

第11条 回数券は再発行しません。

附 則

1 この約款は、平成6年4月1日から実施します。

2 この約款の施行の日の前日までに発売され、現に通用している回数券については、この約款に基づいて発売されたものとみなし、この約款を適用します。